

2015(平成 27)年 4 月 1 日

各 位

東燃ゼネラル石油株式会社
問合せ先:
EMG マーケティング合同会社
広報渉外統括部
Tel: 03-6713-4400

災害対策基本法「指定公共機関」の指定について

東燃ゼネラル石油株式会社(本社:東京都港区、社長:武藤潤、以下「当社」)は、2015 年 4 月 1 日付で、災害対策基本法第 2 条第 5 号の規定により、内閣総理大臣から指定公共機関として指定されました。

当社は、エネルギーが社会インフラの中枢に位置するものであると理解し、緊急時や災害発生時においても石油製品の安定供給が確保できるよう、サプライチェーンの維持・強化に努めるとともに、関係官公庁との緊密な連携体制の保持に努めてまいります。

「指定公共機関」には、これまで電気、ガス、鉄道、通信、運輸等の 67 法人が指定を受けていましたが、今回、石油精製元売り会社 8 社が指定を受けることにより、「指定公共機関」は 75 法人となります。

指定公共機関となることで、具体的には、車両の事前届け出をすることにより、速やかに緊急交通路を通行することが可能となり、タンクローリー等で石油製品を緊急物資として迅速に供給するなど、これまで以上に災害緊急対策において重要な役割を果たすこととなります。また、内閣府防災が整備する中央防災無線網へのアクセスが可能となり、災害発生時の被害および対応状況の情報を共有することで、災害支援策の速やかな策定が期待されます。

以上